

公文書非公開決定審査請求書

年 月 日

審査庁 様

審査請求人 _____ 印

下記のとおり審査請求をする。

記

1 審査請求人の住所、氏名（団体名）、生年月日

- ・住 所：
- ・氏 名：
- ・生年月日： 年 月 日

2 審査請求に係る処分

が 年 月 日付けで審査請求に対して行った公文書の 処分

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

4 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消す裁決を求める。

5 審査請求の理由

別紙「審査請求の理由」のとおり

6 処分庁の教示

以下の(1)及び(2)の教示があった。

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、_____に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別紙

審査請求の理由

(1) 審査請求人は 年 月 日に処分庁に対し、袖ヶ浦市情報公開条例に基づき、
の公開を請求した。

(2) 審査請求に係る処分

処分庁は 年 月 日に上記請求に係る公文書を とする処分をした。

(3) 上記 処分の根拠は、袖ヶ浦市情報公開条例第8条 項 号とあり、その理由として

と記載がある。しかし、これらは の理由とはならない。

(4) 違法不当の理由

以上から、本件は袖ヶ浦市情報公開条例の解釈・運用を誤ったものと考えられるため、その取消を求めるため、本審査請求を行う。